

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察の広報に関する訓令の解釈及び運用方針について（通達）

広報県民課の設置に伴い、岐阜県警察の広報に関する訓令（平成9年岐阜県警察訓令第9号）の一部を改正し、平成16年4月1日から施行することとしたが、その解釈及び運用方針については下記のとおりとするので誤りのないようにされたい。

なお、岐阜県警察の広報に関する訓令の制定について（平成9年4月1日付け総発第79号）は、廃止する。

## 記

### 第1 改正の趣旨

岐阜県警察の組織改編に伴い、平成16年4月1日付けで総務室広報県民課が発足したことから、実情にそぐわない部分の見直しを行ったものである。

### 第2 解釈及び運用方針

#### 1 広報活動の意義（第2条関係）

警察活動の原点に返り、県民生活の安全を確保することとしたほか、警察に対する要望、意見等を集約し、これを警察活動に反映させる広聴活動と警察活動の実態や諸施策を県民に正しく知らせる広報活動に加え、県民生活の安全確保に資する情報提供活動も広報活動の重要な要素とした。

#### 2 職員の心構え（第3条関係）

すべての警察職員は、「県民生活の安全」を念頭に置き、平素の執行務における言語、態度等に配慮し、常に良好な市民応接に努めるとともに、県民と接するあらゆる機会を広報活動の場として積極的な広報活動が展開されるよう、職員一人一人が広報マンであることの認識と自覚を求めるものである。

#### 3 広報事務（第4条関係）

広報活動の内容を、県民生活の安全確保を中心とした活動としてとらえ、おおむねの範囲を規定したものである。

#### 4 広報事務の分掌（第5条関係）

警察本部の各所属は、それぞれの所掌事務に係わる広報事務を分掌するが、県警察が統一的意思に基づいたより効果的な広報活動を推進するため、広報県民課長が広報事務を掌理し、各所属の広報事務担当者に対して随時情報を通報するとともに必要な助言を行うものとする。

各所属長は、次の事項を広報する場合、事前又は事後速やかに広報県民課長に連絡しなければならない。

- (1) 各所属において、県民に周知徹底したい法令等又は県民に要望若しくは協力を呼びかける事項
- (2) 社会的に注目され、又はニュース効果が高いと認められる重要特異な事件、事故の発生状況及び捜査状況

- (3) 警察関係の主要な行事及び啓蒙活動の状況
- (4) 警察関係施設、装備等の整備状況
- (5) その他広報活動実施上必要と認められる事項

#### 5 広報活動の総合的推進（第6条関係）

警察の広聴、広報、情報提供等の活動は、部門間で偏ることなく県警察一体となって積極的かつタイムリーに推進しなければならない。このため、組織としてより横断的な広報活動を推進しようとするものである。

#### 6 所属長の責務（第7条関係）

各所属において年間の活動重点を踏まえ、社会情勢、地域実態に応じた広報事務を計画的かつ弾力的に推進するため、所属長の責務を明確にするものである。

#### 7 広報事務担当者等の指定（第8条関係）

広報事務担当者は、所属長の指揮を受け、次の業務を行うものとする。また、広報事務担当補助者は、広報事務担当者を補佐し、広報企画の策定及び資料の収集、整理等を行うものとする。

- (1) 広報重点事項の実施に関すること。
- (2) 所属で企画した広報活動の実施に関すること。
- (3) 広報活動に関する所属職員の指導教養に関すること。
- (4) 所属内の各係及び関係機関との広報活動に係る連絡調整に関すること。

#### 8 広報会議（第9条、第10条関係）

広報会議においては、訓令の定めによるほか、次の事項についても審議するものとし、より専門的知識や経験に基づく検討を必要とする場合は、広報県民課長又は警察署長（以下「署長」という。）が指名する者による連絡会において検討を行うものとする。

- (1) 各部課（警察署にあっては、各課係）における広報事務の連絡
- (2) 広報媒体の具体的な利用方策
- (3) 広報紙（誌）、ポスター、リーフレット等の企画検討及び編集発行
- (4) 広報技術の研修
- (5) その他必要な事項

#### 9 年間広報活動実施計画（第11条関係）

県民生活の安全確保のためには、県警察の活動が年間を通じて効果的に展開されなければならない。このため、各部門ごとの活動重点等を調整し、これを県警察の広報重点として全職員に周知徹底させ、組織一体となった広報活動を推進するものである。

- (1) 広報活動の実施計画は、従来の慣習や形式にとらわれることなく、次の点に留意して策定すること。

##### ア 広報主題

現在の社会情勢や警察活動の実態を踏まえながら、部内の連絡調整を行うとともに、何を重点に広報しなければならないかを見極め焦点を絞ること。

##### イ 広報の対象

訴える相手の職業、年齢、性別及び知識並びに地域、組織における共通の要求、考え方等を分析検討し、その実態をよく把握すること。

##### ウ 広報の手段（媒体）

各種の広報媒体を把握しておくとともに、それぞれの機能を理解し、どの媒体を選びいかに表現するか、又利用方法はどうかなど、多角的に検討すること。

##### エ 広報資料の収集

写真、統計、さし絵等の資料を日常から計画的に収集、整理し、豊富な資料の組み合わせから優れたアイデアを生み出すこと。

オ 広報の時期

事件・事故及び施策関係は、いずれもタイミングが重要であるので、最も適切な時期に最新の素材をもって行うようにすること。

なお、施策関係については、広報時期が中・長期後になることも考慮し、平素から関係機関・団体等との緊密な連携に努めること。

(2) 広報実施事項は、おおむね次の点とする。

ア 県警察の運営方針及び活動状況の普及徹底

イ 警察施策の目的、内容、結果及び活動実態の啓蒙

ウ 県民生活に関係の深い警察関係法令、条例及び規則等の周知徹底

エ 天災事変、重大事案その他社会的反響の高い事案に対する予防、鎮圧、避難、救護等の措置並びに当該事案の伝達

オ 重要犯罪の予防及び検挙に関する協力依頼

カ その他警察のイメージ向上を図るため、職場における明るい話題、職員の動向等

(3) 広報活動は、次の方法を適宜適切に選定して行うものとする。

ア 広報紙（誌）の発行

広報紙（誌）、パンフレット、ポスター等は、各所属においてそれぞれ随時発行（作成）するものとし、その内容について広報会議で検討するなど創意工夫し、広報効果の向上に努めること。

イ 官公庁及び各種団体広報・機関紙（誌）の利用

官公庁及び各種団体の発行する広報・機関紙（誌）を多角的に利用するとともに、常に編集者と良好な人間関係の保持に努めるほか、読者に密着した広報主題を寄稿すること。

ウ 報道機関に対する素材提供

報道関係者とは良好な信頼関係を確立するように努め、素材の提供に当たっては報道機関のもつ社会的使命と重要性を認識し、常に正しく報道されるように協力すること。

エ 街頭掲示

庁舎掲示板をはじめ公共団体等の掲示板を積極的に活用するほか、必要により多数人の出入りする場所等にポスター、パネル、速報写真等を掲示すること。また、電光掲示板を活用する場合は、同掲示板の有する速達性等の特性に配慮し、可能な限り早期に情報を入力するなど効果的な活用を図ること。

なお、街頭掲示物等については、広報時期が終了すると同時に撤去すること。

オ 放送施設の活用

有線放送、駅等の放送施設又は広報車を利用した広報を行うときは、放送時間、放送内容等を十分考慮すること。

カ インターネットの活用

ホームページを開設してインターネットによる広報を行うときは、地域の特性を踏まえた内容にするとともに、常に最新の情報を提供すること。なお、インターネットは誰もが容易にアクセスできることから、その内容については、事前に組織内で十分検討しておくこと。

キ 庁舎施設等の見学

庁舎見学又は職場体験の申出があったときは、支障のない限りこれに応ずるものとし、見学・体験者に対しては、親切丁寧な対応に心掛け、警察に対する理解と協力が得られるよう

努めること。

ク 便宜供与

テレビ、ラジオ番組、映画（劇）等の製作に関して便宜供与の要請があったときは、その目的、内容及び要請者を速やかに広報県民課へ連絡するとともに、広報効果があると認められるときは、資料の提供、撮影、録音、対談、寄稿等に便宜を図るものとする。

ケ 警察音楽隊の活用

警察音楽隊の持つ高い広報効果を認識し、岐阜県警察音楽隊規程に基づき積極的な活用を図ること。

(4) 広聴会の開催及び企画運営

広く県民の意見、要望等を聴き、これを警察運営に反映させるとともに、警察活動の実態を説明してその理解と協力を得るため、必要により広聴会を開催するものとする。

なお、本部が主催する広聴会（以下「本部広聴会」という。）は、広報県民課長又は主管課長が、警察署が主催する広聴会（以下「警察署広聴会」という。）は、当該警察署長がそれぞれ企画運営を行うものとする。

ア 本部広聴会は、警察行政全般にわたり、又は一定の警察業務について県民の意見、要望等を聴くため開催するものとし、出席者の選考に当たっては、広く県民の意見が反映されるように配慮すること。

なお、警察側からは、本部長及び関係部（室）課（隊）長並びに本部長が必要と認める者が出席するものとする。

イ 本部広聴会の開催日時及び場所は、その都度本部長が指定する。

ウ 本部各課において、その主管事項に関して広聴会を開催する必要があるときは、本部長に報告するものとする。

エ 警察署広聴会は、署長が管轄区域内住民の意見、要望等を聴くため開催するものとし、出席者の選考に当たっては、地域住民の意見が公正に反映されるように配慮すること。

なお、警察側からは、署長及び署長が必要と認める者が出席するものとする。

オ 広聴会の運営に当たっては、会場の選定、席の配置等を考慮するなど良好な環境の醸成に努め、出席者が十分に意見等を発表できるように配慮すること。

カ 広聴会を開催したときは、速やかにその概要を本部長に報告すること。

(5) 警察に対する住民の意見、要望等の調査

警察署において住民の意見、要望等の調査を実施するときは、あらかじめその通旨、方法等を主管課長を通じて本部長に報告するものとする。

(6) 苦情等に対する処理

警察に対する苦情等を聴取したときは、岐阜県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規程(平成13年岐阜県公安委員会規程第6号)及び岐阜県警察における苦情の取扱要領(平成13年5月1日付け監第136号)により取り扱うものとする。

10 重大事案における広報活動（第12条関係）

重大事案が発生したときは、早期に警察本部、重大事案を管轄する隊又は警察署（以下「事案管轄署等」という。）に広報班を編成するなど広報体制を確立して、迅速かつ的確な広報活動を実施しなければならない。

(1) 重大事案の定義

重大事案は、概ね次に分類するものとする。

ア 突発重大事案

船舶事故、雑踏事故、列（電）車事故、火災事故、転落・落盤事故、自動車事故、航空機事故、爆発事故、放射能漏れ事故、毒性物質等の流出事故、その他突発的な自然災害等で多数の死傷者を伴い、社会的反響が大きく、又はそのおそれのある事案

イ 捜査本部等を開設する事件

特別捜査本部又は捜査本部を設置し若しくはこれらの開設に発展するおそれのある事件

ウ その他の事案

ア又はイの類型に該当しないが、社会的反響が大きい事案

(2) 突発重大事案等における広報活動

突発重大事案の発生時における広報活動については、突発重大事故発生時における岐阜県警察の初動措置要綱（平成7年1月18日付け地発第32号、捜一発第46号、交指発第33号、備二発第5号。以下「初動措置要綱」という。）により、又捜査本部等開設に発展するおそれのある事件の発生時における広報活動については、岐阜県警察の捜査本部運営に関する訓令（平成2年岐阜県警察訓令第18号）により実施するものとする。

(3) 本部広報班の派遣要請

事案管轄署等の所属長は、本部広報班の現場派遣を要請しようとするときは、発生後できる限り速やかに事案概要を広報県民課長に連絡するものとする。この場合、勤務時間外にあっては、本部総合当直長を経由するものとする。

(4) ブロック内の広報支援

ブロックセンター署長は、本部広報班が現場到着するのに相当の時間を要すると認められる場合、又は直ちに現場等において多人数による広報活動を実施する必要がある場合は、ブロック内各警察署の広報要員を事案管轄署等に派遣するものとする。

この場合、隊の管轄区域において事案が発生した場合は、当該場所を警察署の管轄区域とみなして広報要員のブロック運用を行うこととする。

(5) 本部広報班員の編成、現地派遣

ア 総務室長が指名する広報班員は、原則として広報県民課員とするが、事案の概要に応じて初動措置要綱に基づく体制に準じた広報班員を指名する。

イ 広報県民課長は、あらかじめ指定された広報班員（第一次要員にあっては広報県民課員、第二次要員にあっては総警務部及び警察学校職員）の中から、必要な班員を召集するものとする。

ウ 広報県民課長は、応召した第一次要員に対して、本部又は現地本部若しくは現場等への派遣を指示するものとする。また、事案対応課次席又は広報県民課次席は、応召した第二次要員に対して同様の指示をするものとする。

(6) 広報班の事務

本部広報班及び事案管轄署等の広報班は、次の事務を行うものとする。

ア 本部広報班

(ア) 報道機関に対する発表の補佐及び記録

(イ) 関係機関又は関係者に対する連絡及び広報

(ウ) 広報資料の収集、整理及び保管

(エ) 共同記者会見場及び記者待機場所の設営、管理

(オ) 事案管轄署等広報班の指導、連絡及び調整

(カ) 重大事案の捜査（警備）本部長及び班長の特命事項に関する処理

イ 事案管轄署等広報班

- (ア) 本部広報班所掌事務のうちア～オに掲げるもの
- (イ) 現場及び現場周辺住民に対する広報
- (ウ) 本部広報班との連絡及び調整
- (エ) 広報写真の撮影及び管理
- (オ) 現場における報道関係者の接遇、紛議の予防及び解決

11 報道機関に対する広報連絡（第13条関係）

報道機関に対する発表等広報連絡については、別に定める。

12 報告（第14条関係）

(1) 特異事案の報告

各所属長は、広報活動に伴う特異な事案が発生したときは、その概要及び措置状況を速やかに本部長に報告するものとする。

(2) 月間の活動報告

署長は、月間の広報活動実施状況を、別に定める「広報活動実施報告」により報告するものとする。